

# 令和2年度 市民税・県民税(国民健康保険税) 申告書記入の手引き

令和2年度の市・県民税は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までに生じた所得について、令和2年1月1日現在伊東市に居住していた人が、市へ申告し、納税することになっています。

申告の際は、この手引きを参考にいただき、申告期限の**令和2年3月16日(月)**までに提出してください(郵送可)。

## ●所得控除の内訳(計算方法) ※人的控除は内側に記載があります。

物的控除の種類	控除額の計算方法(前年中に自己または自己と生計を一にする人が支払った額が対象になります。)	
雑損控除	①(損失額-保険金等による補てん額)-総所得金額等の合計額×10% ②災害関連支出の合計額-5万円	①②のいずれか大きいほう
医療費控除	(支払った医療費の額-保険金等の補てん額) - { ①(10万円) ②総所得金額等の5% }	①②のいずれか小さいほう (最高限度額200万円)
医療費控除の特例	(支払った <b>特定一般用医薬品等の購入額</b> -保険金等の補てん額)-12,000円	(最高限度額88,000円)
社会保険料控除	支払った社会保険料金額全額	
小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金額全額	

## 生命保険料控除 計算シート

種類	計算式 I (新保険料等用)		計算式 II (旧保険料等用)		備考
	支払額	控除額	支払額	控除額	
一般生命保険料	新保険料の計を計算式 I で計算(限度額40,000円)	①	旧保険料の計を計算式 II で計算(限度額40,000円)	②	計①+②(限度額40,000円) ③
介護医療保険料	保険料の計を計算式 I で計算(限度額40,000円)	★			②と③のいずれか大きい金額 ◆
個人年金保険料	新保険料の計を計算式 I で計算(限度額40,000円)	④	旧保険料の計を計算式 II で計算(限度額40,000円)	⑤	計④+⑤(限度額40,000円) ⑥
					⑤と⑥のいずれか大きい金額 ●
	計①+②+④+⑤		計②+③+⑥		⑦
	⑦		⑧		⑦と⑧のいずれか大きい金額

※併用及び申告後の変更はできません

種類	支払額	控除額	備考
①地震保険料	50,000円以下	全額	1つの契約で①②両方の契約がある場合、いずれか大きい金額 ①②両方が別契約である場合はそれぞれ計算した合計額 (最高限度額50,000円)
	50,001円以上	50,000円(限度額)	
②旧長期損害保険料	10,000円以下	全額	
	10,001円~20,000円	(支払額×1/2)+5,000円	
	20,001円以上	15,000円(限度額)	
寄附金控除	①共同募金会等に対する寄附金の額-2,000円 ②総所得金額等の40%の金額-2,000円		①②のいずれか小さいほう

## ●配偶者控除・配偶者特別控除一覧表 ( )内は住民税控除額

控除の種類	配偶者の合計所得	申告者の合計所得金額			
		~90万円	~95万円	~1,000万円	1,000万円超
配偶者控除	38万円以下	38(33)万円	26(22)万円	13(11)万円	-
	38万円超~85万円以下	38(33)万円	26(22)万円	13(11)万円	-
	85万円超~90万円以下	36(33)万円	24(22)万円	12(11)万円	-
	90万円超~95万円以下	31(31)万円	21(21)万円	11(11)万円	-
	95万円超~100万円以下	26(26)万円	18(18)万円	9(9)万円	-
	100万円超~105万円以下	21(21)万円	14(14)万円	7(7)万円	-
	105万円超~110万円以下	16(16)万円	11(11)万円	6(6)万円	-
	110万円超~115万円以下	11(11)万円	8(8)万円	4(4)万円	-
	115万円超~120万円以下	6(6)万円	4(4)万円	2(2)万円	-
	120万円超~123万円以下	3(3)万円	2(2)万円	1(1)万円	-
	123万円超	-	-	-	

## ●参考<市民税・県民税と所得税の所得控除比較表>

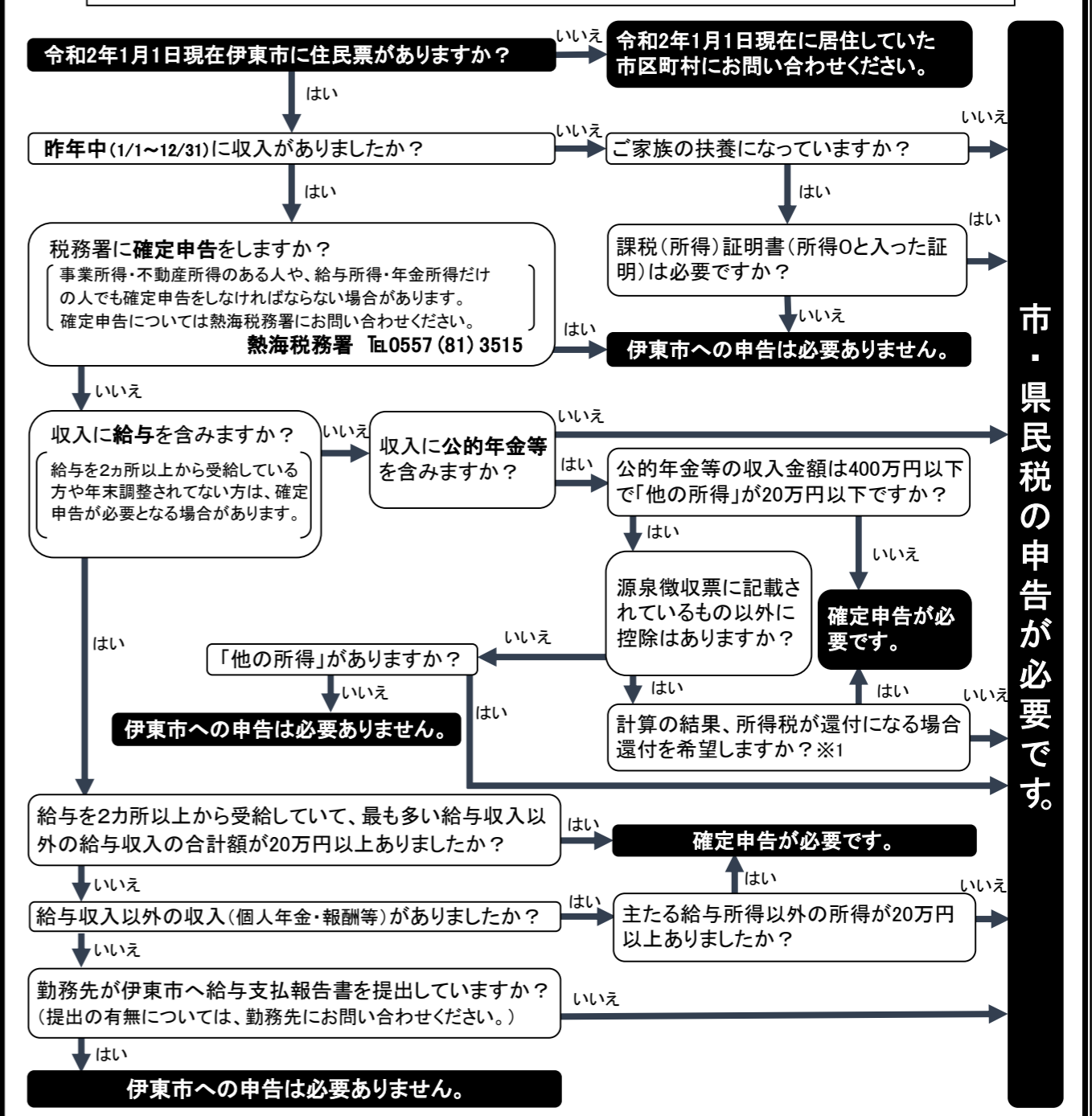
区分	所得税	住民税	区分	所得税	住民税		
医療費控除	同額		寡婦控除	270,000円	260,000円		
社会保険料控除	同額		特別	350,000円	300,000円		
小規模企業共済等掛金控除	同額		寡夫控除	270,000円	260,000円		
生命保険料控除(限度額)	一般分	新	40,000円	28,000円	勤労学生控除	270,000円	260,000円
		旧	50,000円	35,000円	普通障害	270,000円	260,000円
	介護医療分	40,000円	28,000円	特別障害	400,000円	300,000円	
	個人年金分	新	40,000円	28,000円	同居特別障害	350,000円	230,000円
		旧	50,000円	35,000円	配偶者控除(限度額)	380,000円	330,000円
一般+介護+年金	120,000円	70,000円	老人	480,000円	380,000円		
地震保険料控除(限度額)	地震	50,000円	25,000円	配偶者特別控除(限度額)	380,000円	330,000円	
	旧長期	15,000円	10,000円	老人	480,000円	380,000円	
	地震+旧長期	50,000円	25,000円	同居老親等	580,000円	450,000円	
寄附金控除	特定寄附金-2千円	平成21年度より所得控除から税額控除に改められました。	扶養控除	380,000円	330,000円		
			一般	380,000円	330,000円		
			基礎控除	380,000円	330,000円		

## 申告に関する注意点、及びお願い

確定申告をする場合は、市・県民税申告は不要です。各会場の開催日程については、広報いとう2月号に掲載されていますのでそちらをご覧ください。

また、平成31年1月1日~令和元年12月31日中に所得がなかった人については市・県民税申告をお願いします。申告をすることにより、非課税証明書の発行、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の算定(軽減の判定)等の基礎資料となります。

## 市・県民税申告フローチャート(このフローチャートは一般的な例を示してあります。)



※1 還付に該当するかは税務署に確認してください。

### 給与所得

給与、賃金、賞与などの所得  
給与所得の計算

収入	所得
1円～	0円
651,000円～	収入額－650,000円
1,619,000円～	969,000円
1,620,000円～	970,000円
1,622,000円～	972,000円
1,624,000円～	974,000円
1,628,000円～	収入額(※1)×2.4
1,800,000円～	収入額(※1)×2.8－180,000円
3,600,000円～	収入額(※1)×3.2－540,000円
6,600,000円～	収入額×0.9－1,200,000円
10,000,000円～	収入額－2,200,000円

※1…給与収入額を4で割って、千円未満の端数を切り捨てる

### 公的年金等の所得

国民年金、厚生年金、共済年金  
などの公的年金の所得  
公的年金所得の計算(※小数点以下切り捨て)  
65歳以上(昭和30年1月1日以前生まれ)

収入	所得
1円～	0円
1,200,001円～	収入額－1,200,000円
3,300,000円～	収入額×0.75－375,000円
4,100,000円～	収入額×0.85－785,000円
7,700,000円～	収入額×0.95－1,555,000円

64歳以下(昭和30年1月2日以後生まれ)

収入	所得
1円～	0円
700,001円～	収入額－700,000円
1,300,000円～	収入額×0.75－375,000円
4,100,000円～	収入額×0.85－785,000円
7,700,000円～	収入額×0.95－1,555,000円

### 事業所得・不動産所得

営業・・・小売業、製造業、外交員など  
農業・・・農産物の生産など  
不動産・・・家賃、地代など

### 利子所得

公社債、預貯金の利子など(分離課税分を除く)

### 配当所得

株式や出資の配当など

### その他雑所得

個人年金やシルバー人材センター報酬等

### 一時所得

生命保険の満期返戻金、懸賞金など

### 総合譲渡所得

不動産・株式以外の資産の譲渡

### 山林所得

山林の伐採又は譲渡

### 退職所得

### 分離(譲渡・株式・配当)

申告分離課税方式を選択した  
上場株式等に係る配当など

※給与・年金にお問合わせの持ちの方は、

## 記載例

伊東市長宛  
令和 年 月 日提出

### 令和2年度 市民税・県民税 申告書

国民健康保険税 申告書

は必須項目です。

現住所 **伊東市大原2-1-1** フリガナ **イトウ タロウ** 氏名 **伊東 太郎**

1月1日の住所 **伊東市 同上**

電話番号 **0557-32-1271** 生年月日 **M・T・S・H 20年1月1日** 個人番号 **1111111111111111**

所得金額(平成31年)	収入金額	必要経費	専従者控除額	所得金額(A-B-C)
営業等				⑪
農業				⑫
不動産				⑬
配当(総合)				⑭
給与	源泉徴収票のない方は、裏面に記入してください。	特定経費	給与収入	⑮
雑	公的年金等		専従者給与収入	⑯
その他	その他		年金収入	⑰
総合譲渡・一時	短期所得金額		長期所得金額1/2前	⑱
			一時所得金額1/2前	⑲
⑪ + ⑫ + ⑬ + ⑭ + ⑮ + ⑯ + ⑰ + ⑱ + ⑲			合計	⑳

山林・退職・分離(譲渡・株式・配当) 種目 収入金額 必要経費 特別控除額

雑損控除 雑損原因 損害月日 損害金額 補てんされる金額 雑損控除額

医療費控除 支払医療費 補てんされる金額 差引負担額 医療費控除額

医療費控除の特例 スイッチOTC薬支払額 支払額-1万2千円を医療費控除額に記載して下さい。(最大8万8千円)

社会保険料控除 国民健康保険税 国民年金保険料 介護保険料 後期高齢者医療保険料 その他 社会保険料控除額

小規模企業共済等掛金控除 支払った第一種共済掛金と心身障害者扶養共済掛金との合計額

生命保険料控除 ① 新生命保険料の計 ② 旧生命保険料の計 ③ 新個人年金保険料の計 ④ 旧個人年金保険料の計 ⑤ 介護医療保険料の計 生命保険料控除額

地震保険料控除 地震保険料の計 ⑥ 旧長期損害保険料の計 地震保険料控除額

寄附金控除 寄附先名称 寄附金額 寄附金額の内訳 寄附金控除額(所得税)

本人該当欄 本人障害 身・精・療(級) 障害者(本人・扶養) 配偶者 扶養 基礎

配偶者控除 配偶者特別控除 同生計配偶者 個人番号 配偶者の所得

扶養控除 扶養 基礎

年少扶養 年少扶養 基礎

控除対象外扶養親族 扶養 基礎

○郵送 □税務署職員 □更正 □住控

### 申告に必要なもの

- ◆個人番号カード等(個人番号の確認及び本人確認できるもの)
- ◆源泉徴収票(昨年分の給与、公的年金等がある人)
- ◆その収入や必要経費の算定基礎となる帳簿や領収書などの資料
- ◆印鑑(認印可)
- ◆親族関係書類及び送金関係書類(国外居住親族に係る控除の適用を受ける人)

### 雑損控除

昨年中に受けた災害等による資産の損失  
[必要書類] 控除に係る証明書

### 小規模企業共済等掛金控除

支払った掛金額  
[小規模企業共済に基づく掛金、確定拠出年金法に基づく個人型年金等掛金もしくは地方公共団体が行う心身障害者扶養共済掛金]  
[必要書類] 掛金額を証明する書類

### 生命保険料控除

申告者本人や生計を一にする親族の為に支払った生命保険料など  
[必要書類] 生命保険料控除証明書

※裏面「生命保険料控除計算シート」をご利用ください

### 寄附金控除

昨年中に支払った寄附金  
[必要書類] 寄附金控除証明書

### 寡婦(夫)控除

昨年12月31日時点の状況で判定  
夫(妻)と死別、離別している人、または夫(妻)が生死不明の人

種類	要件	控除額
一般寡婦	①夫と死別、離別、夫が生死不明の人で、「扶養親族」又は「所得が38万円以下の生計を一にする子」を有している場合 ②夫と死別、夫が生死不明の人で、合計所得金額が50万円以下の場合	27万円
特別寡婦	一般寡婦に該当する人で、合計所得金額が50万円以下で、かつ「扶養親族である子」を有する場合	35万円
寡夫	妻と離別、死別、妻が生死不明の人で、合計所得金額が38万円以下の生計を一にする子を有し、かつ、本人の合計所得金額が50万円以下の場合	27万円

### 扶養控除

昨年12月31日時点の状況で判定  
生計を一にする親族で合計所得金額が38万円以下の人を扶養している場合

種類	年齢	控除額
年少	16歳未満	—
一般	16歳以上 19歳未満	38万円
特定	19歳以上 23歳未満	63万円
一般	23歳以上 70歳未満	38万円
老人	70歳以上	48万円
	同居の直系親族(父母・祖父母等)	58万円

### 基礎控除

すべての納税義務者

控除額	38万円
-----	------

※同一生計配偶者とは給与所得者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が38万円以下の人を指し、  
控除対象配偶者とは同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である給与所得者の配偶者を指します。

### 医療費控除

申告者本人や生計を一にする親族の為に昨年中に支払った医療費  
[医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)]  
[申告者本人や生計を一にする親族の為に平成30年中に支払った特定一般用医薬品等の購入費(スイッチOTC医薬品の購入費)]  
[必要書類] 医療費の明細書など

### 社会保険料控除

支払った社会保険料  
[健康保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険、公的年金掛金など]  
[必要書類] 領収書、納入証明書 など

### 地震保険料控除

申告者本人や生計を一にする親族の為に支払った地震保険料など  
[必要書類] 地震保険料控除証明書

の控除についての計算方法は裏面に記載されています。

### 勤労学生控除

昨年12月31日時点の状況で判定  
合計所得金額が65万円以下で、給与所得等以外の勤労によらない所得が10万円以下の学生  
[必要書類] 学生証など

### 障害者控除

昨年12月31日時点の状況で判定  
本人、本人の控除対象配偶者、同一生計配偶者または、扶養親族が障害者  
[必要書類] 障害者手帳など

種類	要件	控除額
一般障害	下記の特別障害に当てはまらない人で、障害者控除の要件に当てはまる人(療育手帳、精神障害手帳、身体障害者手帳、戦傷病者手帳を持っている人など)	27万円
特別障害	障害者のうち所持する手帳の区分が療育手帳A、精神障害1級、身体障害1・2級、戦傷病者特別項症～第3項症までの人など 同居特別 扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合 特別障害者控除の額に35万円を加算	40万円 75万円

### 配偶者控除・配偶者特別控除

31年度(30年分)の税制改正により配偶者特別控除及び配偶者特別控除の適用要件が変更されました。詳しい控除金額に関しては裏面に記載されています。